

# 登録はお済ですか？

※公道を走らなくても…軽自動車税は、車両を所有していることに基づいて課税されます※

## 1. 小型特殊自動車とはどんな車両？

小型・大型特殊自動車は道路運送車両法施行規則別表第1で次のとおり定められています。

① 特殊自動車	フォークリフト、ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラ、グレータ、ロードスタビライザ、スクレーパ、ロータリー除雪自動車、アスファルトフィニッシャ、タイヤドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイールブレーカ、フォークローダー、ホイールクレーン、ストラルドキャリア、ターレット式構内自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、林内作業車、原野作業車、ホイールキャリア、草刈作業車 ※運搬車
② 農耕作業車	農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取り脱穀作業車(コンバイン)、田植え機、国土交通大臣に型式認定番号を付与されたもの ※農業用トレーラー(被けん引車両)

★現在登録済車両で、上記区分と相違している場合はプレートの変更が必要です! ご連絡をお願いします。すでに登録されているものについては、次年度から上記区分通り賦課させていただきます。

★農耕車・特殊作業車ともに、車両を変更された場合には、旧車両の標識は返却し、新しい標識を取り付けて下さい。ナンバープレートは1車両につき1登録です。譲渡の場合も同様に、変更手続きをお願いします。

★登録済車両について再度確認作業を実施し、相違分は新年度より区分変更を行い、該当車両の所有者にプレートの差し替えを依頼する場合がございます。ご理解・ご協力をお願い致します。

## 2. 小型特殊自動車と大型特殊自動車の違いは？

車両の大きさと最高速度によって次のように分類されます。

※排気量の制限はありません ※最高速度…制限速度ではありません ※運転免許証の区分とは異なります

	小型特殊自動車		大型特殊自動車
	特殊自動車	農耕作業車	
A. 車両の長さ	4.7m以下	制限なし	4.7m超え
B. 車両の幅	1.7m以下	制限なし	1.7m超え
C. 車両の高さ	2.8m以下	制限なし	2.8m超え
D. 最高速度	15km/h以下	35km/h未満	35km/h以上
E. 税種別	軽自動車税種別割	軽自動車税種別割	固定資産税(償却資産)
F. 税額	5,900円	2,400円	
登録申請窓口	住民税務課	住民税務課	陸運局

## ★申告をしてナンバープレートの交付を受けましょう

- 【準備するもの】 ①販売証明書・譲渡証明書 等 **車台番号**がわかるもの  
②仕様書・カタログ 等 **大きさ**と**最高速度**がわかるもの  
③申告者の本人確認ができるもの

お問い合わせ先 鏡野町住民税務課 担当:西尾 電話(0868)54-2985